

滋賀県都市計画基本方針（骨子案）

【詳細版】

令和3年2月
滋賀県

1 基本方針策定の趣旨

近年、都市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少、高齢化、市街地拡散、自然災害の頻発・激甚化、コロナ禍を契機とした変化などへの対応が求められている。また、我が国が目指している Society5.0^{※1} の実現が、経済や社会に大きなインパクトをもたらすとされている。

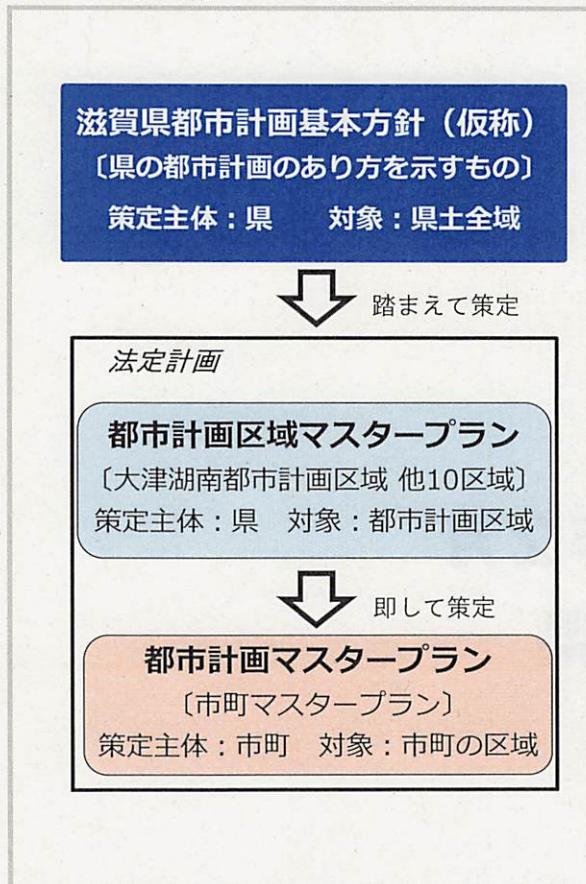
このような中、本県では、多様な人々が集う「未来へと幸せが続く滋賀」を目指しており、安全・安心な生活や経済活動を支えるため、概ね20年後を見据えた本県の都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した「滋賀県都市計画基本方針」を策定する。

2 役割・位置づけ

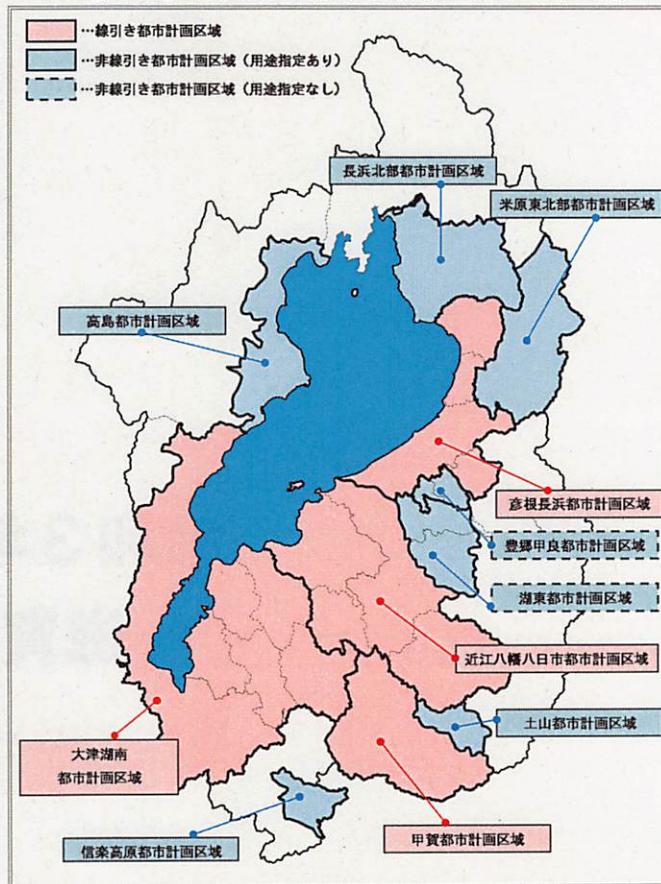
本基本方針は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスター プラン」という)及び市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町マスター プラン」とい う)の上位方針という位置づけ【図1】のもと、現在の11都市計画区域【図2】に限らず県土全体を対象として、以下の考え方等を提示する。

- 都市計画区域マスター プラン策定(改定)の基本的な考え方
- 個別都市計画決定についての広域的な方向性
- 県全体で一体的に取り組むことが望ましい施策の考え方

【図1】基本方針の位置づけ



【図2】滋賀県の都市計画区域（11 区域）



※1 IoT、ビッグデータ、AI 等最先端の技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活をおくことができる「人間中心の社会」

3 滋賀県の都市計画を取り巻く変化、課題、展望

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ○人口減少・超高齢化 | ○森林、農地などの自然環境の減少 |
| ○地域により異なる人口動態 | ○琵琶湖流域における生態系バランス |
| ○市街地の無秩序な拡散と低密度化 | ○風景やまちなみの保全と継承 |
| ○自然災害の頻発・激甚化 | ○事業所等の国内回帰の動き |
| ○医療・福祉、子育て、商業などの生活サービス機能水準の低下 | ○脱炭素社会への対応 |
| ○地域公共交通サービスの衰退 | ○まちづくりの人材育成 |
| ○空地・空き家の増大 | ○新型コロナウイルス危機を契機とした新しい生活様式への対応 |
| ○地域の活力・魅力の低下 | ○SDGs達成への貢献 |
| ○インフラの老朽化 | ○Society5.0の実現 |
| ○行政コストの増大 | |

4 都市の将来像

平成31年3月に策定された「滋賀県基本構想」においては、人口減少など社会を取り巻く環境が変化する中にあっても、多様な人々が集う「未来へと幸せが続く滋賀」を目指し、以下の「みんなで目指す2030年の姿」を示している。

- 人 自分らしい未来を描ける生き方
- 経済 未来を拓く新たな価値を生み出す産業
- 社会 未来を支える多様な社会基盤
- 環境 未来につなげる豊かな自然の恵み

この2030年の姿を念頭に、安全・安心な生活や経済活動を支えるため、都市の活力低下をもたらす低密度な拡散型の都市構造からの転換を図り、SDGsの達成とSociety5.0の実現に向け、防災、医療・福祉、地域産業、交通等の各種施策と協調しながら、以下に示す都市の将来像の実現を目指し、持続可能で誰もが暮らしやすい安全・安心のまちづくりを推進する。

- (1) 住む、働く、憩うといった機能が集積した多様な拠点において多様な人々との出会い・交流を通じた豊かな生活を実現できる社会
- (2) 先端技術の活用、成長性のある企業立地などにより新たなサービスや製品が生まれ、便利で快適に生活できる社会
- (3) 拠点を結ぶ公共交通網および拠点までの移動手段により安心して移動できる社会
- (4) 自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会
- (5) 歴史・文化・風土に根ざした地域の資源が保全、継承、活用され、自然と共生する文化が育まれる社会

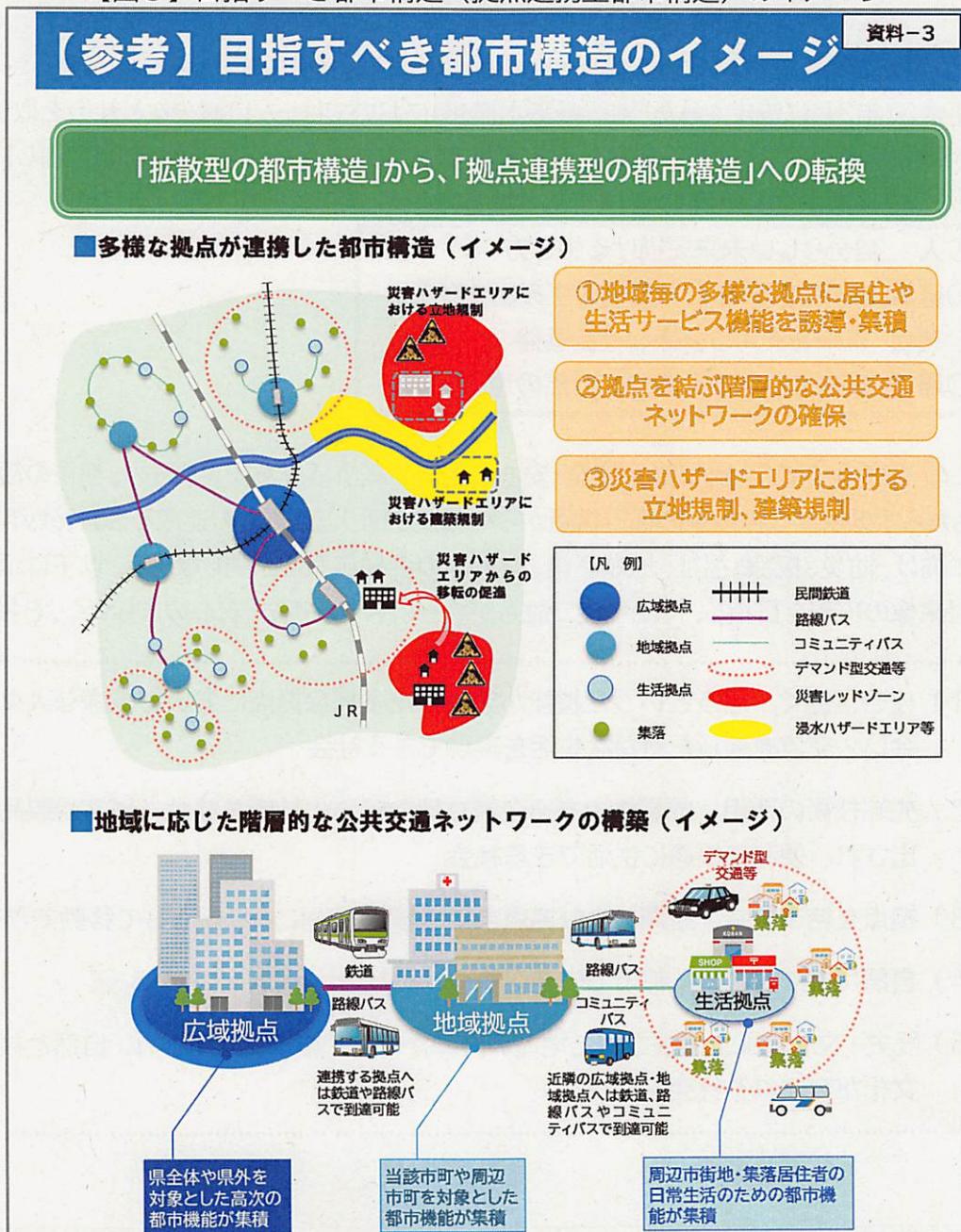
5 目指すべきまちづくりの方向性

4で掲げる都市の将来像を目指し、多様な機能を備えた駅周辺の中心市街地や、旧市町の役場周辺の市街地だけでなく、本県の農林業を支え、県土の保全にも寄与している農林業従事者が居住する農山村集落にも拠点を設定し、居住や生活サービス機能の誘導を図るとともに、拠点の規模に応じて鉄道やバス路線で結び、拠点外から拠点までは地域に応じた移動手段による階層的かつネットワーク化した交通網を形成する「拠点連携型都市構造」の実現に資する都市計画を推進する。

「拠点連携型都市構造」の実現に向けては、地域の特性に応じたものとする観点から、県内を大きく5地域（大津湖南地域、甲賀地域、東近江・近江八幡地域、彦根・長浜地域、高島地域を想定）に区分し、令和3年を基準に20年後の令和23年における都市構造のイメージを整理する。

→ケーススタディを踏まえ、拠点と公共交通軸の概念図を今後整理

【図3】目指すべき都市構造（拠点連携型都市構造）のイメージ



(1) 職住近接のゆとりある生活圏を構築するための魅力ある多様な拠点の形成

【拠点の形成】

○都市のもつ集積のメリットを活かすとともに新しい生活様式に対応し、地域や人口規模に応じ様々なサービス機能が集積したコンパクトで多様な拠点の形成

(施策の方向性)

→拠点は、都市構造上の位置づけであり、鉄道駅、市役所、町役場、支所、コミュニティセンター等を核とした点的な設定。例えば、駅等を中心に半径1～2km程度を範囲としたもの、都市計画区域外の旧町役場周辺など

→拠点の設定にあたっては、規模、特性、生活サービス機能の集積状況、交通アクセス性などに応じて、例えば「広域拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」等の複数に分類することを想定

→農山村集落の拠点など身近な生活に密着した活動を支える拠点については、コミュニティレベルでの日常生活に必要なサービス等の確保を図ることを念頭に置くことを想定

→居住誘導区域や都市機能誘導区域は、拠点を包含するように設定されることを想定。ただし、拠点を含まない居住誘導区域、若しくは居住誘導区域が設定されていない拠点もありうる

→新型コロナ危機を踏まえた都市政策(ウォーカブルなまちづくり)、コンパクトシティのあり方については、「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(論点整理)」(令和2年8月31日)を踏まえる

○拠点間の広域的な連携による様々なサービス機能の相互補完

(施策の方向性)

→同一都市圏を形成する市町村が広域に連携し、効率的な施設配置や、統一的な方針に基づく市街化抑制、災害への対応等への取組

→事例として、兵庫県中播磨圏域、群馬県館林都市圏における広域連携。中播磨圏域では、広域的な都市機能の集積を図るべき地区(姫路駅周辺)とその他の都市機能の集積を図るべき地区を設定

【魅力ある拠点づくり】

○新型コロナ危機を契機として生じた変化に対応し、テレワークなど柔軟な働き方と暮らしやすさを備えた職住が近接・一体となった生活圏の形成

(施策の方向性)

→「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(論点整理)」(令和2年8月31日)を踏まえたうえで、テレワーク拠点整備、職住近接を支える生活関連施設(医療、福祉、子育て支援施設等)の小規模分散立地など、柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりを推進

○官民連携によるリノベーションまちづくり、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの推進

(施策の方向性)

→遊休不動産・公共空間の有効活用、まちなかの修復・改変、官民連携によるゆとりとにぎわいのある空間形成、地域の稼ぐ力の向上に取り組むまちづくり、官民プラットフォームの形成・充実など

○豊かな生活空間形成に資するまちの緑とオープンスペースの充実、地域のニーズに応じたオープンスペースの柔軟な活用

(施策の方向性)

→まちの緑とオープンスペースである街路空間、公園・緑地、水辺空間、都市農地、民間空地などの質及び量の充実

→テレワーク、テイクアウト販売への活用など地域の多様なニーズに応じた緑とオープンスペースの柔軟な活用

(2) 滋賀の成長を支える多様な産業の創出や利便性の向上に資するまちづくり

○産業の国内回帰と次世代産業育成を見据え、土地の有効利用、高度利用を図り、滋賀の成長を支える産業集積や成長性のある企業立地を推進

(施策の方向性)

→都市の活力維持に寄与する工業用地や物流拠点などを計画的に確保。ただし、多核連携型都市構造の実現への影響や幹線道路ネットワーク形成状況に留意

○地場産業や農林水産業等をはじめ、本県の特性を活かした付加価値の高い製品を創出するための産業創出を推進

(施策の方向性)

→人・社会・自然の健康を目指す「健康しが」をビジネスの観点から推進するなど、滋賀の強みを活かした産業の創出

○県土保全などの多面的機能を有し、本県の農林業を支える生産性の高い優良農地や森林等の保全

(施策の方向性)

→食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるための良好な管理、荒廃農地の発生防止・解消と効果的な利用

→県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全

○スマートシティの社会実装、まちづくりのデジタル基盤の整備・活用促進による都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出

(施策の方向性)

→ICT、IoT、AI、ロボット技術、ビッグデータの活用などの新技術や官民データを活用し、都市や地域における課題を解決するスマートシティの取組の推進などを検討

(3) 人や物の円滑な移動や交流を促進する質の高い交通・道路ネットワークの形成

【公共交通】

○自動車に過度に依存しない人の移動を確保する観点から、輸送効率や環境負荷の面で優れ、誰もが利用できる人流のインフラとして公共交通の維持・充実

(施策の方向性)

→高速交通網である広域交通と路線バスやデマンド型交通など暮らしを支える地域交通を階層的かつネットワーク的に組み合わせ、拠点間及び拠点外から拠点までの公共交通網の維持を図る

○県、市町、公共交通事業者の役割分担の明確化のもと、公共交通の利便性向上及び利用促進

(施策の方向性)

→近江鉄道線の活性化・再生、その他鉄道の維持・活性化

→鉄道から目的地までのバス路線の維持、交通空白地の移動手段の確保

→交通の結節点である鉄道駅へのアクセス道路の整備やバス交通を支援し、走行環境を改善する対策を推進

→自動運転、MaaS^{*2}、ITを活用した新しいモビリティサービスの実証実験など、新たな移動手段の技術の導入検討

【道路】

○人流は公共交通へのシフトを図りつつ、住居や施設などを結び歩行者や自転車、公共交通、自動車の通行空間である基本的なインフラの役割を果たす道路の整備

(施策の方向性)

→県内地域間を連絡するため、国道1号、8号、161号等により構成される琵琶湖を取り囲む環状道路網としての広域幹線道路の整備の促進

→県外との交流を促進するため、隣接する府県や近畿圏、中部圏等へのアクセスとなる新名神高速道路の整備促進、国道303号、421号等の放射状道路の整備の促進

→今後一層高まる物流ニーズや激甚化する災害に対応する広域幹線道路の整備の促進

→県内各地域間の連携を強化する幹線道路である国道、主要地方道等を整備するとともに、日常の通勤通学や買い物、病院などへの利便性を高める生活道路の充実を図る

→経済活動の効率性向上や生産力拡大を図るために、産業集積地へのアクセス道路や、農林水産物の生産地と消費地をつなぐ道路整備の推進

→拠点や交通結節点における歩行者優先の空間づくりと歩行者・自転車のための交通網形成

(4) 災害リスクを低減し広域的な相互支援を可能とする安全なまちづくり

○災害リスクを低減する効果的な防災・減災対策の実施

(施策の方向性)

→災害ハザードエリアでの居住・生活サービス機能の立地規制、建築規制

→国の施策(R2.6 都市再生特別措置法等改正(安全まちづくり)、R2.8 水災害対策とまちづくりの連携のあり方について(提言)など)を踏まえた対策の推進

→災害時の避難地となるオープンスペースの確保や密集市街地の改善

○グリーンインフラ^{*3}による防災・減災の推進

(施策の方向性)

→公園と一体となった遊水地の整備

→公共施設、公園、歩道等の透水性舗装や浸透ます等の整備

→農地等による雨水の貯留、浸透など自然環境が有する多様な機能の活用

○拠点間の広域的な連携による災害時の相互支援

(施策の方向性)

→同一都市圏を形成する市町村が広域に連携し、効率的な施設配置や、統一的な方針に基づく市街化抑制、災害への対応等への取組(再掲)

*2 Mobility as a Service の略。ICT(情報技術)を活用して、交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段による移動を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。利用者はスマートフォンのアプリを用いて、交通手段やルートを検索、利用し、運賃等の決済を行う例が多い。

(5) 滋賀らしい歴史・文化資源、自然資源、景観を活かし継承するまちづくり

○県内大学や図書館、博物館、美術館等との連携のもと、地域特有の歴史・文化資源、伝統産業、自然資源などを活かし継承するまちづくり

(施策の方向性)

→歴史まちづくり法その他の法令に基づく歴史的建造物の保全、街なみの環境整備、地域の伝統文化の保存継承

→ゆとりある生活空間形成やまちの環境改善のための緑とオープンスペース(街路空間、緑地・公園、都市農地、水辺空間、民間空地など)の質及び量の充実

○ひろがりとつながりのある湖国ならではの風景を守り育てる取組の推進

(施策の方向性)

→景観法及び風景条例、屋外広告物条例等に基づく県土の景観形成

○琵琶湖の水質保全、生態系や生物多様性の確保など、琵琶湖とそれを取り巻く環境の保全再生

(施策の方向性)

→多様な主体との連携のもと、琵琶湖やそれを取り巻く環境を「守る」取組により、地域資源の価値や魅力を高めるともに、それらを「活かす」ことで、経済・社会活動の活性化を図り、さらなる「守る」取組へとつながる好循環の創出

○良好な都市環境形成のための都市や農林業、自然など多様な土地利用の相互調和

(施策の方向性)

→農地や自然環境を保全する諸制度や土地利用計画を踏まえ、農地や森林における無秩序な市街化の抑制や日常的な生活サービス機能の拠点への適切な立地誘導

→農村集落等のコミュニティを維持するため市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ計画的かつ秩序ある土地利用を図るなど、地域の実情に応じた土地利用の誘導

※3 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

6 都市計画の基本的考え方

5で掲げる目指すべきまちづくりの方向性について、下記に示す都市計画に係る手法や施策により、その実現に向けた取り組みを推進する。

※文章末尾の(数字)は、5 目指すべきまちづくりの方向性 の(1)～(5)の分類を示す

(ア)計画的な土地利用

【持続可能な拠点形成のための土地利用】

«既成市街地における集積・誘導するエリアの設定と都市機能の誘導»

○市街地や公共交通の利用が容易なエリアにおいて、居住・生活サービス機能を誘導・集積を図る区域の明確化 (1)(3)

→立地適正化計画制度等の活用による居住誘導区域・都市機能誘導区域への居住・生活サービス機能の誘導・集積

→各拠点の特性にふさわしくかつ適正な土地利用への規制・誘導を促し、魅力ある拠点形成に資する用途地域の指定・見直し、地域地区の指定の考え方を今後整理

○広域的に影響を及ぼす大規模集客施設の市街地の拠点への立地誘導(市街地の拠点以外での大規模集客施設の新規立地抑制) (1)(3)

→拡散型都市構造を誘発する恐れのある大規模集客施設の立地に関する広域的な影響に係る評価基準を設定するとともに、拠点以外での立地にあたっては都市計画審議会での評価する手続きを導入

→評価基準は「広域的都市機能の適正立地評価ガイドライン」等を参考とする

→拠点の規模や都市機能の集積状況、公共交通でのアクセス性等に応じ、誘導可能な大規模集客施設の規模等も設定

«既成市街地以外での市街地拡大抑制»

○まとまりのある良好な市街地を形成し、無秩序な市街地拡大防止を図る地域において、区域区分による土地利用コントロールの実施 (1)～(5)

→区域区分を定めるにあたっての判断は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的を達成するため、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然環境の整備又は保全への配慮の視点から行う

○非線引き都市計画区域における特定用途制限地域の活用 (1)～(5)

○市街化調整区域において、バイパス沿線における集客施設の無秩序な立地などの拠点の空洞化等を誘発するおそれのある居住や生活サービス機能等の立地抑制 (1)(5)

→市街化調整区域での地区計画等については、既成市街地における空き家や空き地の増加、中心市街地の衰退、住民生活を支える都市機能の低下等都市構造の形成に影響を及ぼすおそれがあるため、大規模な住宅地、集客施設や公共公益施設は、市街化区域内において行うことができないことや市街化調整区域内での位置及び規模の妥当性について相当の理由があり、かつ、都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないと認められる場合を除き、対象としないことを基本とする。

○他法令に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用の規制・誘導 (1)(5)

○居住・生活サービス機能の誘導・集積のための土地の確保が困難な拠点において、必要に応じて拠点に近接した区域での必要最小限かつ計画的な市街地の形成 (1)

→市街地が拡大傾向にある地域等において、市街地内に開発可能な空地や住み替えを促す空き家が無く、増加人口が現状の市街地で収容しきれないことが明らかである、あるいは生活サービス機能を確保するうえで必要となる新たな土地が市街地内に確保できる見通しがないなどの場合に、多核連携型都市構造の実現と整合性があり、かつ拠点への居住・生活サービス機能の誘導・集積を促す範囲で、拠点に近接して必要最小限かつ計画的に市街化区域の拡大を検討

- 市街化区域における市街化が見込まれない地域や人口減少により人口密度の低下が見込まれる地域、居住誘導区域外における立地規制により居住の誘導がなされた地域などにおける逆線引きの積極的な検討 (1)(5)

【多様な産業創出・農林業振興のための土地利用】

- 広域交通アクセスに優れるインターチェンジ周辺・主要路線沿いや既存の工場集積地など既存ストックの活用が可能なエリアにおいて、必要に応じ新たな工業用地や物流拠点などを計画的に確保 (2)

→滋賀の成長を支える産業集積に資する工業用地や物流拠点などの確保にあたっては、市街地郊外、農地、山林、バイパス沿線等における無秩序な立地を抑制し、かつ市街化調整区域においてはその本来の性格を維持することを前提に、多核連携型都市構造の実現に資することを基本とする
→例えば、産業が必要とする新たな土地が市街地内に確保できる見通しがないなど、周辺の土地を大量に都市的土地区画整理事業に転換せざるを得ない状況が生じる可能性が高いかどうかについて考慮

- 工業用地や物流拠点確保に係る公的関与の状況等に応じた区域区分の隨時見直しの実施 (2)

→区域区分の隨時見直しについては、都市政策上の必要性や土地需要の状況、計画的な整備の見通し、公的関与の状況等に応じて保留フレームを活用することを基本とする

- 本県の農林業を支え、県土の保全にも寄与している農林業に従事する方が居住する農山村集落を維持するための居住・日常的な生活サービス機能の誘導 (1)(2)

→市街化調整区域内に拠点がある場合には、農林業に従事する方が居住する農山村集落の拠点を維持するため、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性格を踏まえ、必要に応じて限定的に市街化調整区域における地区計画を活用

→具体的には、都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域などにおいて、地区計画制度等の活用により、地域のイニシアティブ(主導)によるまちづくりを支援

【安全なまちづくりのための土地利用】

- 災害ハザードエリアにおける新たな開発・市街化の抑制 (4)

- 安全な土地利用および住まい方への誘導 (4)

- 安全な地域への居住や生活サービス機能の誘導 (4)

→災害レッドゾーンにおいて、自己居住用を除き開発を原則禁止

→居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

→県が作成する「地先の安全度マップ」に基づく10年に1度の降雨確率で、50cm以上の浸水が見込まれるエリアや土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域については、必要に応じて居住誘導区域の見直しを実施。やむを得ず居住誘導区域に含める場合は、防災指針に防災対策・安全確保

策を記載

→「地先の安全度マップ」に基づく10年に1度の降雨確率で50cm以上の浸水が見込まれるエリアについては、原則市街化区域に含めない(ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない)

→水防法の浸水想定区域のうち災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリアについては開発許可を厳格化

※安全まちづくりに関する土地利用誘導・規制については【別表】を基本とする

(イ)計画的な都市施設の配置及び整備、自然環境の保全

○拠点における既存ストックの改変による居心地が良く歩きたくなる空間の形成など、官民連携による市街地整備やまちなかの居住・生活サービス機能の更新(1)(2)(3)

→拠点内の既存ストックを最大限活用し、街路の広場化、民地部分のオープンスペース化、公共空間の利活用(公園内でのカフェや売店の設置等)など官民連携による取組の推進

→市街地開発事業等により計画的に歩行者・滞在者に憩いをもたらす広場整備等を推進

→老朽化・陳腐化の進むまちなかにおける地域の実情にあったコンパクトな再開発・再整備の推進

→拠点内における低未利用地の利用権等の交換・集約、区画再編、柔軟な集約換地等による住環境やまちなかの魅力向上

→今後の市街地整備の進め方については、例えば、「今後の市街地整備のあり方に関する検討会とりまとめ「市街地整備 2.0」(令和2年3月)」を踏まえ、「公民連携」で「ビジョンを共有」し、「多様な手法・取組」を組み合わせて、「エリアの価値と持続可能性を高める更新」とする方向で推進

→居住・生活サービス機能の更新については、国の施策を参考に、例えば地域の資金と資源を活用しながら地域の活性化を図るために地域金融機関と連携し、リノベーション等の民間街づくり事業を連鎖的に進める取り組みなどを推進

○駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置、過度な自動車流入の抑制など公共交通結節点の機能強化・充実 (1)(3)

○都市公園の整備、機能強化、適切なマネジメント、官民連携による賑わい創出 (1)

→都市公園における官民連携による賑わい創出については、例えば Park-PFI 等による利便施設の導入などを推進

○大規模自然災害に備えた市街地の安全対策の推進 (4)

→安全対策については、例えば、大規模施設、公共施設、避難路沿道の建築物の耐震化、避難・延焼遮断空間の確保、防災活動拠点の整備、緊急輸送道路の確保などを推進

○居住誘導区域外など居住を誘導しない区域において、居住環境の再構築や自然的環境への転換 (1)(5)

→居住誘導区域外など居住を誘導しない区域における土地利用コントロール手法として、空き地の菜園利用や隣接住民への区画貸与・区画統合等による広々とした住環境形成、緑地や農地への転換を促進するなどを推進

○防災・減災のための緑とオープンスペース(街路空間、緑地・公園、都市農地、水辺空間、民間空地など)の保全及び確保 (4)(5)

- 都市公園を核とした公園、広場、緑地等のオープンスペースの充実とネットワーク化、都市緑化の推進 (1)(4)(5)
- 農地や樹林地、水辺など身近な自然環境の保全 (4)(5)
- 防災・減災、環境保全、地域振興など自然環境が有する多様な機能の活用 (4)(5)

7 主要関連計画等の推進

- 5 で掲げる目指すべきまちづくりの方向性を念頭におき、6 で掲げる取り組みを前提として、以下に掲げる主要関連計画等に基づくインフラの整備等を推進
- 「滋賀県道路整備マスターplan(第2次)(平成 24 年3月)※令和3年度見直し予定」及び「滋賀県道路整備アクションプログラム 2018(平成 30 年3月)」に基づく道路ネットワークの形成 (3)
 - 「滋賀交通ビジョン※令和 5 年度策定予定」に基づく広域・地域交通施策の推進 (3)
 - 「河川整備計画(7圏域)」に基づく河川整備、河川管理施設の機能強化 (4)
 - 「滋賀県下水道中期ビジョン(平成 23 年3月)※令和3年度 第2期策定予定」および「琵琶湖流域別下水道整備総合計画(令和元年6月)」に基づく下水道整備の推進 (4)(5)
 - 景観法・景観計画や風致地区条例・屋外広告物条例等に基づく、ひろがりとつながりのある湖国の風景の保全、修復創造 (5)
 - 「みどりとみずべの将来ビジョン(令和2年3月)」に基づく湖辺域を対象とした「守る」「活かす」の好循環に資するまちづくりの推進 (5)
 - 「県営都市公園マネジメント基本方針(令和2年12月)」に基づく県営公園の整備及び維持管理 (5)

【別表】安全なまちづくりに関する土地利用規制・誘導について(案)

骨子案_別表

| 開発許可 が必要な 規模 | 都市計画区域 | | | | 都市計画区域外 | |
|---|--|---------------------------|--|----------------------------|---------|--|
| | 線引き都市計画区域 | | 非線引き都市計画区域 | | | |
| | 市街化区域 | 市街化調整区域 | 用途地域 | 白地地域 (=用途未指定地域) | | |
| 1,000m ² 以上が対象 | 全ての規模が対象 ※立地基準もあり | 3,000m ² 以上が対象 | 3,000m ² 以上が対象 | 10,000m ² 以上が対象 | | |
| 災害レッドゾーン 自己居住用を除き開発許可を原則禁止 <small>【今回法改正（自己業務用追加）（R2.6）】<R4.4施行予定></small> | | | | | | |
| レッド | 災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正（R2.6）】<R3.10施行予定> | — (居住誘導区域の設定は不可) | 災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正（R2.6）】<R3.10施行予定> | — (居住誘導区域の設定は不可) | | |
| イエロー | 地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施（原則居住誘導区域に含めない） または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や安全確保策を記載 【独自】 | — (居住誘導区域の設定は不可) | 地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施（原則居住誘導区域に含めない） または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や安全確保策を記載 【独自】 | — (居住誘導区域の設定は不可) | | |
| | 土砂災害警戒区域 →同上 【独自】 | — (居住誘導区域の設定は不可) | 土砂災害警戒区域 →同上 【独自】 | — (居住誘導区域の設定は不可) | | |
| | — 水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリア →開発許可を厳格化：法34条11号及び12号の条例の区域から除外、安全上及び避難上の措置が講じられたものに限り開発審査会の議を経て許可 【今回法改正（R2.6）】<R4.4施行予定> | — | — | — | — | |
| | 地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →線引きの見直しの際、市街化区域に含めないものとする 【独自】 【条例制定済（H26）】 <条例抜粋> ※ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられる見込まれる場合は、この限りでない。 | — | — | — | — | |
| | | | | | | |

※本資料は現時点の事務局案であり、今後の検討により変更する可能性があります